

◆賛否が分かれた議案

議案番号	議員名(議席順)	阿形昭	齋藤洋	松下久己	大澤博克	曾根正浩	岩瀬初代	若杉泰彦	大澤満	増田雅伸	後藤憲志	岡村勝	清水澄夫	杉浦謙二	阿南澄男	柳澤重夫	西島昌和	
																		案件・結果
発議第6号	御前崎市病院対策特別委員会設置に関する決議について	可決	×	○	×	○	○	○	×	○	×	○	○	欠	○	○	○	※

※議長は採決には加わりません。 欠=欠席

# 本会議質疑

【発議第6号について】

増田雅伸

**問** 病院については、所管の常任委員会である文教厚生委員会でもやるべきとの議論はなかったのか

**答** 病院関係者から年間10億円以上の赤字が出る経緯を聞き、なくてはならない委員会だと議会議事委員会委員が認めて設置を決めました。

若杉泰彦

**問** 全議員に諮らずに発議したのはなぜか

**答** 全議員で議論するつもりはなかったのか

阿形昭

**問** 特別委員会の名称について、医師や医療従事者の立場での議論は出たのか

**答** 「病院対策」「地域医療」「医療対策」などの候補がありました。最終的に御前崎市病院対策特別委員会が一番良いという結論になりました。

分団の再編成についての検討は

分団ごとの年齢構成表を作り、早急に対策を図るべきでは

市道認定される3路線はオフサイトセン

市道認定される3路線はオフサイトセン

市道認定される3路線はオフサイトセン

市道認定される3路線はオフサイトセン

# 委員会質疑

## 総務経済委員会

【議案第65号について】

消防団員確保についての対策をどのように考えているのか

**答** 本年度から団員の総数を392名から344名に変更する予定です。消防団のあり方検討会や分団編成についても、本部役員会で検討させていただいております。

【議案第71号について】

市道認定される3路線はオフサイトセン

分団の再編成についての検討は

分団ごとの年齢構成表を作り、早急に対策を図るべきでは

# 文教厚生委員会

【議案第66号、69号について】

本市の幼稚園・保育園は、民間、幼保分離型、幼稚園型など運営体制に一貫性がないが、今後の方向性は

**答** 御前崎幼稚園と保育園はこども園化を進めています。ほかの園は保護者の負担なども考え、建替え時に検討をし、保育園の民営化も新総合計画のなかで検討し、方向性を出していきたいと考えます。

【議案第78号について】

比木地区農集排水施設が雷で損傷したと聞か、ほかの施設の危険性は、また、保険で対応できるのか

**答** ほかの施設も同じ構造なので被害が発生する可能性はありますが、原因究明が難しく対策も出ない状況です。保険対応範囲が確認し、対応できるものは請求していきたいと思えます。

【議案第77号について】

介護保険会計の補正予算で介護者が23人増となっているが、毎年同じく増加しているのか

**答** 今までの6時間以上の就労規制がありました。1日3時間、月64時間が就労可能になりました。

保育に欠ける条件の緩和に伴い、就園希望が増えると思うが、定員増の考えは

**答** 現段階では定員数を増やすことは考えておりません。

【議案第81号について】

病棟の食堂改修工事により収益は増えるのか

**答** 食堂改修により診療報酬が1日1人当たり50円加算されることにより、年間80万円の増収見込みです。工費は100万円のため、1年余で回収できると見込めます。

## 決議第3号 御前崎市病院対策特別委員会設置に関する決議

次のとおり御前崎市病院対策特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名称 御前崎市病院対策特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び御前崎市議会委員会条例第5条
- 3 目的 病院管理者・病院関係者と連携を保ちつつ、病院事業の継続と収支改善に資するべく、調査研究及び政策提言を行う。
- 4 定員 8名
- 5 継続審査 委員会は議会の閉会中も調査及び研究を行うことができるものとする。
- 6 調査期間 上記事件の調査研究が終了し結論を得るまでとする。

## 決議第7号 「農協・農業委員会等に関する改革」に関する意見書(要旨)

「農協・農業委員会等に関する改革」は、地域の実態を踏まえ、当事者である農業協同組合・農業委員会等の多様な意見を反映し、現場で混乱を来すことなく、農業・農村の活性化が図られるための見直しとなるよう下記の事項について強く要望する。

記

- 1 農業協同組合改革に関する議論は、農業者・組合員を基本に、農業系統組織による自主的な改革となるよう支援すること。
- 2 農業委員の選任は、「公選制」と同様な仕組みを維持すること。
- 3 都道府県農業会議や全国農業会議所は、引き続き「農業委員会等に関する法律」における系統性を確保すること。
- 4 「農業委員会等に関する法律」に規定されている「意見の公表、建議、諮問答申」の機能を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。  
平成26年12月24日  
(※紙面の都合上、内容を抜粋し、要旨のみ記載しています。)

